

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○福島県住民基本台帳法施行条例の

一部を改正する条例

### 規 則

○福島県住民基本台帳法施行細則の  
一部を改正する規則

## 条 例

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第五十四号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

十三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の規定による事務のうち被災者に対して緊急に行うべき事務であつて規則で定めるもの

十四 災害時における県民の安否状況の確認に関する事務

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

## 規 則

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

福島県規則第十七号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則(平成十四年福島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十二の項」を「十三の項」に改める。

別表に次のように加える。

十三 条例別表十三の項の規則で定める事務

県民の居住する市町村の長に対する当該県民の安否の確認のために必要な情報の提供

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県知事 佐藤 雄平